

## IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

シュレッダーダスト

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

廃自動車・廃家電・自動販売機などを切断・破碎・圧縮し、熱処理により円柱・角柱の形状に成型されたもの。プラスチックやゴムが主成分で、おおむね長さ 30 cm 以内のもの。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

B

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

約 1600 kg/m<sup>3</sup>

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

約 0.6 m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : SIZE

おおむね 30 cm 以下の形状

#### 3.5 等級 (種別 B の場合に限る) : CLASS : MHB

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No. : 不適用

#### 3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

自己発熱性、蓄熱性が高く、堆積高さが増加すると、自己発熱により発火危険性が増加する。

常温で 7 m、50°C で 5 m、80°C で 3 m の堆積により、自己発熱し、発火の危険性がある。

## 5 運送条件

### 5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

廃プラスチックやゴムくず等の可燃物との混載をしないこと。

### 5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

### 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

高さ 3 m を超える積載はしないこと。

特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

長期の保管をしないこと。通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、注意を要する。

荷役中及び運送中は、この貨物を積載している船倉の近傍では、喫煙を含む火気の使用を禁止する。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

貨物区画は、防水・飛散防止シートで覆い、通風を抑制することにより、火災時の酸素の供給を防止すること。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、「酸欠注意」等の看板で明示し、注意を喚起すること。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、作業開始前には十分な通風を行うこと。

### 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。